



交通事故などのけがの治療に 国保の保険証を使用したいとき

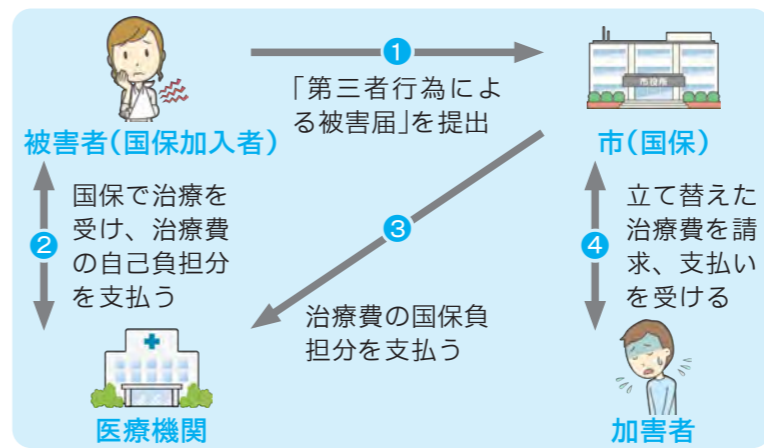
「第三者行為による被害届」の 提出を

交通事故などの第三者行為（*）によるけがや病気の治療で国保の保険証を使いたい、または使ったときは本館国保医療課に「第三者行為による被害届」を提出する必要があります。

*** 第三者行為：**▼交通事故（同乗していた車の自損事故を含む）▼暴力行為を受けた▼他人が飼っているペットにかまれた▼飲食店で食中毒に遭ったーなど

本来、他人の行為でけがをした、病気になったという場合の治療費は、加害者が負担するのが原則です。しかし、加害者との間にトラブルがあったり、治療費をすぐに用意できなかったりと、治療を早く受けたいのに支払いのめど

が立たない場合があります。こうしたときの被害者救済のために、治療費をいったん国保で立て替えた治療費は、市が後から加害者へ請求します。



相談ください。

■届け出に必要なもの

- 。保険証
- 。印鑑
- 。本人確認書類（運転免許証など）
- 。交通事故証明（交通事故の場合）

「負傷原因報告書」の提出に ご協力を

市では、医療機関から提出されるレセプト（診療報酬明細書）に基づき、治療内容から第三者行為が疑われる人に「負傷原因報告書」を送付しています。

第三者行為に該当しない人にも届く場合がありますが、届いたときはけがの原因について記入の上、提出をお願いします。

第三者行為に該当していた場合は、市の案内に従い、必要な手続きをとりましょう。

【問い合わせ・届け出】
本館国保医療課（☎41-3583）



要介護認定者の障害者控除・おむつ代の医療 費控除を受けるための証明書を発行します

所得税や市県民税の税務申告の際に、要介護認定を受けている高齢者が一定の条件を満たす場合「障害者控除」の対象となります。また、おむつの使用が必要な人は、おむつ代が「医療費控除」の対象となります。本人またはその扶養者がこれらの控除を受けるためには証明書が必要で、対象者には申請に基づき証明書を発行しますので、介護保険被保険者証をお持ちの上、新館長寿福祉課または各総合支所健康福祉係で手続きしてください。※証明書の発行には、申請から数日かかります

■要介護認定者の障害者控除

対象

身体障害者手帳1・2級を持っていない人で、次のどちらにも該当する人
▽令和5年12月31日現在で、要介護1以上の認定を受けている65歳以上の人
▽要介護認定の主治医意見書にお

いて、一定以上の障がいがある
と認められている人

■おむつ代の医療費控除

対象

傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで、治療上、おむつを使用が必要があると認められる人

■控除を受けるためには

控除を受けるのが初めての人の医師の発行する証明書が必要で、主治医にご相談ください。控除を受けるのが2年目以降の人要介護認定に関する一定の要件を満たす場合は、医師の発行する証明書の代わりに、市が発行する証明書により控除を受けることもできます

【問い合わせ】

▽新館長寿福祉課（☎41-3579）
▽各総合支所健康福祉係
大迫（☎41-3127）
石鳥谷（☎41-3447）
東和（☎41-6517）



市有地を売却します

市では、一般競争入札により市有地を売却します。参加方法など詳しくは市ホームページをご覧ください。



■物件の所在地、最低売却価格など

所在地	面積	最低売却価格	地目
大迫町大迫4-60-8	284.14平方メートル	3,660千円	宅地
高木18-90-3	230.56平方メートル	2,650千円	宅地
本館179-1	310.93平方メートル	3,960千円	宅地
山の神63-3ほか2筆	639.09平方メートル	4,900千円	宅地および公衆用道路
四日町二丁目200-1	175.00平方メートル	2,360千円	原野

■入札参加申込期限 1月31日(水)

【問い合わせ】本館契約管財課（☎41-3520）



押印や署名について 見直しました

市では、各種申請書の作成や提出など、行政手続きにおける市民の皆さんの負担軽減や利便性向上などを図るため、市へ提出する申請書などへの押印や署名について、一部のものを除いて義務付けを廃止しています。



■対象 対象となる文書の一覧は市ホームページでご確認いただくか、各申請書を所管する担当課へお問い合わせください

※押印や署名の義務付けを廃止した文書に、押印や署名をした状態で提出しても特に問題はありません

【問い合わせ】本館総務課（☎41-3506）